

福山市企業立地奨励金

2021年(令和3年)6月改訂版

福山市では、市内に工場などを新設・増設する場合、また、市内の事業所において設備投資を行う場合、「福山市企業立地促進条例」に基づき、

一定の要件のもとで

- ・ 事業所設置奨励金
- ・ 設備投資奨励金
- ・ 雇用奨励金

を交付しています。詳しくは企業誘致推進課までお問い合わせください。

福山市 経済環境局 経済部 企業誘致推進課

TEL 084-928-1124 FAX 084-928-1733

E-mail kigyoyuuchi@city.fukuyama.hiroshima.jp

福山市企業立地促進条例適用事業の概要 [2021 (R3) .6~]

◇事業所設置奨励金 市内に事業所を設置する企業のうち、指定の基準を満たす者に交付します。

◇対象事業◇

次に掲げる自己が使用する事業所を設置するもの。

事業所	詳細内容																		
工場	物品の製造、加工または修理の事業の用に供する施設及びこれらに附帯する施設																		
流通施設	流通業務（荷受、保管、流通加工（物流の流過程における簡易な加工をいう。）、出荷、道路運送その他の物資の流通に係る業務をいう。）を専ら行うための施設																		
試験研究施設	工業製品に係る調査、企画、設計、基礎研究、応用研究または開発研究を主体に行う施設で独立した構造及び設備を有するもの。ただし、工場の操業と同時に操業を開始するものを除く。																		
特定業務施設	事務所：複数の事業所に対する業務または全体的な業務を行うものを指す。																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部門</th> <th>具体例</th> <th>詳細説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>調査・企画部門</td> <td>企画部門、調査部門、経営戦略部門 等</td> <td>事業・商品等の企画・立案や市場調査を行っている部門</td> </tr> <tr> <td>情報処理部門</td> <td>電算処理部門、システム部門 等</td> <td>自社のためのシステム開発・プログラム作成等を専門的に行っている部門（商業に関するものは×）</td> </tr> <tr> <td>研究開発部門</td> <td>製品開発部門、技術開発部門 等</td> <td>基礎研究、応用研究、開発研究を行っている部門（研究所の統括業務も含む。）</td> </tr> <tr> <td>国際事業部門</td> <td>貿易部門、海外事業部門 等</td> <td>輸出入に伴う貿易業務や海外事業の統括業務を行っている部門</td> </tr> <tr> <td>その他管理業務部門</td> <td>総務部門、法務部門、人事部門、監査部門、施設管理部門 等</td> <td>総務・経理・人事等の管理業務を行っている部門</td> </tr> </tbody> </table>	部門	具体例	詳細説明	調査・企画部門	企画部門、調査部門、経営戦略部門 等	事業・商品等の企画・立案や市場調査を行っている部門	情報処理部門	電算処理部門、システム部門 等	自社のためのシステム開発・プログラム作成等を専門的に行っている部門（商業に関するものは×）	研究開発部門	製品開発部門、技術開発部門 等	基礎研究、応用研究、開発研究を行っている部門（研究所の統括業務も含む。）	国際事業部門	貿易部門、海外事業部門 等	輸出入に伴う貿易業務や海外事業の統括業務を行っている部門	その他管理業務部門	総務部門、法務部門、人事部門、監査部門、施設管理部門 等	総務・経理・人事等の管理業務を行っている部門
	部門	具体例	詳細説明																
	調査・企画部門	企画部門、調査部門、経営戦略部門 等	事業・商品等の企画・立案や市場調査を行っている部門																
	情報処理部門	電算処理部門、システム部門 等	自社のためのシステム開発・プログラム作成等を専門的に行っている部門（商業に関するものは×）																
	研究開発部門	製品開発部門、技術開発部門 等	基礎研究、応用研究、開発研究を行っている部門（研究所の統括業務も含む。）																
国際事業部門	貿易部門、海外事業部門 等	輸出入に伴う貿易業務や海外事業の統括業務を行っている部門																	
その他管理業務部門	総務部門、法務部門、人事部門、監査部門、施設管理部門 等	総務・経理・人事等の管理業務を行っている部門																	
研究所：事業者による研究開発において重要な役割を担うものに限る。																			
研修所：事業者による人材育成において重要な役割を担うものに限る。																			
情報サービス事業所	ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット附随サービス業その他の情報の処理、提供等のサービスを行う事業として市長が認めるものの用に供する施設																		
コールセンター	電話、インターネット等を通じて相談、案内、調査、受発注等のサービスに関する業務を集約的に行う施設																		

◇市内に工場を設置する場合

◇指定の基準◇

対象事業	立地場所	投下固定資産総額	公害防止対策
工場	新設 増設 工専・工業・準工	5,000万円以上	事前に市と協議の上、実施

◇奨励内容◇

区分	助成条件	助成対象	対象地域※1	助成率	限度額	交付時期
新設	○福山北産業団地第2期事業地取得	土地取得価格	福山北産業団地第2期事業地	15%	なし	操業日以後
	○生産施設部分の延床面積2,000㎡以上	設備投資額（建物・設備）	びんごエコ団地	5%	5,000万円	
	○新規雇用者10人以上					
	○土地取得面積5,000㎡以上	既存建物撤去費用、インフラ整備費用等	その他	10%	2,000万円	
新設増設	○投下固定資産総額（土地代除く）100億超	固定資産税（土地・建物・償却資産）	操業日以後、新たに課税されることとなった年度から			各年度の税が完納された年度の翌年度末
			県営産業団地	100%×最大3年度	合計5億円	
	その他	100%×最大5年度	なし			
	○事業計画に基づく雇用維持	固定資産税（土地・建物・償却資産）	操業日以後、新たに課税されることとなった年度から			
			県営（新設）	①100% ②80% ③60%	各年度1億円	
	その他	①100% ②75% ③50%				
—	資産割事業所税	操業日以後、最初の申告納付期限の属する年度の翌年度から				
		県営（新設）	①100% ②80% ③60%	各年度600万円		
その他	①100% ②75% ③50%					

※1 対象地域…福山北産業団地第2期事業地：福山北産業団地第2期事業地において市から直接分譲を受けて事業所を設置する場合。
 びんごエコ団地：びんごエコ団地において、広島県から直接分譲を受けて事業所を設置する場合。
 県営：新市工業団地、箕沖産業団地及びびんごエコ団地をいう。
 県営（新設）：県営産業団地において、広島県から直接分譲を受けて事業所を設置する場合。

◇市内に流通施設を設置する場合

◇指定の基準◇

対象事業		立地場所	投下固定資産総額	公害防止対策
流通施設	新設 増設	工専・工業・準工・商業・近商	5,000万円以上	事前に市と協議の上、実施

◇奨励内容◇

区分	助成条件	助成対象	対象地域※1	助成率	限度額	交付時期
新設	○福山北産業団地第2期事業地取得	土地取得価格	福山北産業団地第2期事業地	15%	なし	操業日以後
	○流通業務施設部分の延床面積1,000㎡以上 ○新規雇用者5人以上	設備投資額(建物・設備)	びんごエコ団地	5%	5,000万円	
	○土地取得面積5,000㎡以上	既存建物撤去費用、 インフラ整備費用等	その他	10%	2,000万円	
新設 増設	—	固定資産税 (土地・建物・償却資産)	操業日以後、新たに課税されることとなった年度から		各年度 1億円	各年度の税 が完納され た年度の翌 年度末
			県営(新設)	①100% ②80% ③60%		
		その他	①100% ②75% ③50%			
		操業日以後、最初の申告納付期限の属する年度の翌年度から				
		資産割事業所税	県営(新設)	①100% ②80% ③60%	各年度 600万円	
			その他	①100% ②75% ③50%		

※1 対象地域…福山北産業団地第2期事業地：福山北産業団地第2期事業地において市から直接分譲を受けて事業所を設置する場合
びんごエコ団地：県営びんごエコ団地において、広島県から直接分譲を受けて事業所を設置する場合
県営(新設)：県営産業団地において、広島県から直接分譲を受けて事業所を設置する場合

◇市内に試験研究施設を設置する場合

◇指定の基準◇

対象事業		立地場所	投下固定資産総額	常用従業員	公害防止対策
試験研究施設	新設 増設	市内全域	5,000万円以上	専門的技能者※2 5人以上 専門的技能者※2 新規3人以上	事前に市と協議の上、実施

※2 専門的技能者…専門的知識及び技能を有すると認められる従業員で、常時雇用される者

◇奨励内容◇

区分	助成対象	助成率	限度額	交付時期
新設	福山北産業団地第2期事業地取得価格※1	15%	なし	操業日以後
新設 増設	投下固定資産総額	20%	1億円	操業日以後

◇市内に特定業務施設を設置する場合

◇指定の基準

対象事業		立地場所	常用従業員	公害防止対策
特定業務施設	新設 増設	市内全域	3人以上 新規2人以上	研究開発部門のために使用される事務所、または研究所は、事前に市と協議の上、実施が必要

◇奨励内容◇

区分	助成条件	助成対象	助成率	限度額	交付時期
新設	○福山北産業団地第2期事業地取得※1	土地取得価格	15%	なし	操業日以後
新設	○県外の特定業務施設から3名以上異動させ、異動先の従業員数が3名以上増加する場合 ○指定条件の雇用数維持	県外からの異動従業員 1人当たり※3	50万円 家族(配偶者+1親等以内)含む	合計 5,000万円	操業日から 1年を経過 した日(基 準日)以後
		県内(市内除く)からの 異動従業員1人当たり※3	30万円 家族含まない		
		投下固定資産総額※4	50%		
新設 増設	○指定条件の雇用数維持	県内(市内除く)からの 異動従業員1人当たり※3	30万円 家族含まない	合計 2,000万円	基準日以後
		投下固定資産総額※4	10%		

※3 異動従業員…常時使用する従業員で、福山市内に住所を有してから1年以上を経過する者。

※4 投下固定資産総額…償却資産の賃貸借契約に係る賃借料(1年分に限り)を含む。

◇市内に情報サービス事業所・コールセンターを設置する場合

◇指定の基準◇

対象事業		立地場所	常用従業員
情報サービス事業所	新設・増設	市内全域	新設…5人以上, 増設…新規3人以上
コールセンター	新設・増設		新設…20人以上, 増設…新規10人以上

◇奨励内容◇

区分	助成条件	助成対象	助成率	限度額	交付時期
新設	○福山北産業団地第2期事業地取得※1	土地取得価格	15%	なし	操業日以後
新設	○指定条件の雇用数維持	投下固定資産総額※4	50%	100万円	操業日から1年を経過した日(基準日)から1月経過した日以後※5
		事業所賃借料	50%×最大3年間	各年600万円	
		通信回線使用料	50%×最大3年間	各年1,000万円	
増設	○指定条件の雇用数維持	投下固定資産総額※4	50%	100万円	基準日から1月経過した日以後
		事業所賃借料	50%×1年間	600万円	
		通信回線使用料	50%×1年間	1,000万円	

※4 投下固定資産総額…償却資産の賃貸借契約に係る賃借料(1年分に限る)を含む。

※5 交付時期…2年目は、基準日から13月経過した日以後とし、3年目は基準日から25月経過した日以後とする。

◇設備投資奨励金 市内の事業所において設備投資を行う企業のうち、指定の基準を満たす者に交付します。

◇対象事業◇

事業	詳細内容
設備投資	市内に事業所を有する企業が行う、当該事業所における新たな設備の導入または既存設備の更新

◇指定の基準◇

施設	立地場所	設備投資費用(償却資産)	常用従業員	公害防止対策
工場	工専・工業・準工	小規模企業者 3,000万円以上	事業計画に基づく雇用の維持	事前に市と協議の上、実施
流通施設	工専・工業・準工・商業・近商	中小企業者 1億円以上		
試験研究施設	市内全域	中堅企業者※6 3億円以上 その他の者 30億円以上		

※6 中堅企業者…中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者のうち、常時使用する従業員の数が100人以上のもの。

◇奨励内容◇

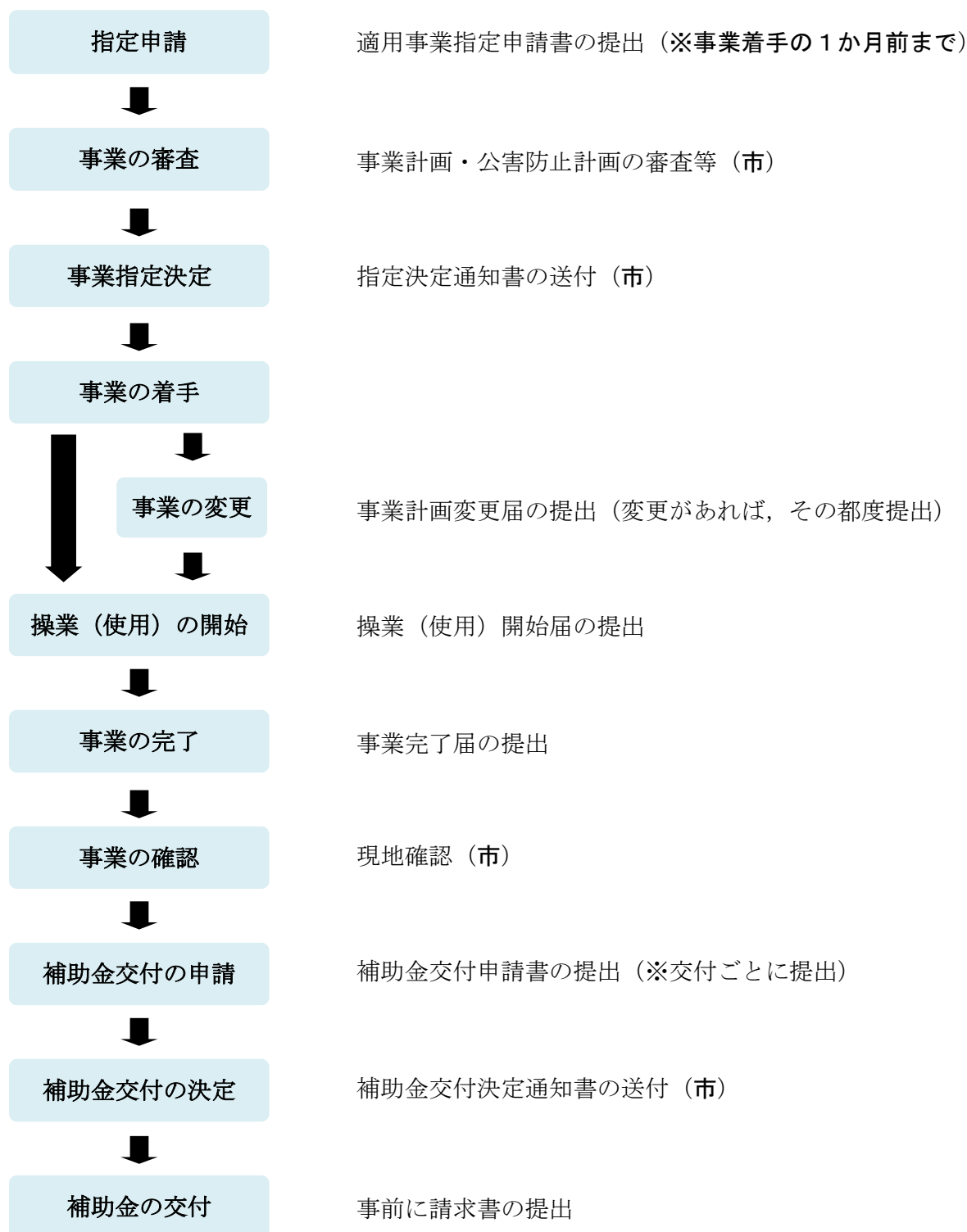
施設	助成条件	助成対象	助成率	限度額	交付時期
工場	○事業計画に基づく雇用の維持	固定資産税(償却資産)	当該設備に新たに課税された年度から ①100% ②75% ③50%	各年度1億円	各年度の税が完納された年度の翌年度末
流通施設					
試験研究施設					
大規模工場に係る特例	○設備投資費用(償却資産)100億円超 ○事業計画に基づく雇用の維持 ○過去にこの特例の適用を受けてから2年を経過していないものを除く	固定資産税(償却資産)	当該設備に新たに課税された年度から 100%×最大5年度	なし	

◇雇用奨励金 事業所設置奨励金・設備投資奨励金の対象者のうち一定条件を満たす場合には、雇用奨励金を交付します。

対象事業	助成条件			奨励内容		
	基準日	対象従業員※7	基準日における対象従業員数	助成率	限度額	交付時期
工場 流通施設	操業日または設備稼働日から1年を経過した日	基準日前9月間以上引き続き雇用し、かつ、その間福山市に住所を有する新規常用雇用者	小規模企業者 3人以上	対象従業員1人あたり30万円	6,000万円	基準日以後
試験研究施設			中小企業者 5人以上			
特定業務施設			その他の者 10人以上			
情報サービス事業所			小規模企業者 1人以上			
コールセンター			中小企業者 3人以上		3,000万円	
			その他の者 5人以上			
			25人以上			

※7 対象者…操業開始または設備の使用を開始した日の1年前から基準日の9か月前までの間に雇入れたもの。

◆申請から交付までの流れ◆



○福山市企業立地促進条例の適用を受けるためには、**事業着手の1か月前まで**に指定申請が必要です。対象業種、指定要件、申請方法等の詳しい内容については、下記までお問い合わせください。

（注意事項）

適用除外について・・・福山市中小企業振興条例の適用を受けるものについては、本条例の対象となりません。

情報公開について・・・福山市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、企業名と交付金額を開示します。

お問い合わせ先

福山市経済環境局 経済部 企業誘致推進課

福山市企業立地 検索

TEL 084-928-1124 FAX 084-928-1733 E-mail kigyoyuuchi@city.fukuyama.hiroshima.jp